

## 第20回 茨本市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和2年9月24日(木曜日)  
午前11時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

---

### 《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組み  
について

(2) その他

3 閉 会

---

令和2年9月24日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

## 公共施設の利用定員の緩和に伴う取扱いについて

大阪府から令和2年9月17日付け災対第1680号で示された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」を踏まえ、本市の公共施設の対応は下記のとおりとします。

### 記

#### 1 対応内容

国・府の対応方針や各種ガイドラインに基づき公共施設の利用定員の制限を緩和した際に、新型コロナウイルス感染予防対策として利用人数に比して広い施設を申請した利用者が、人数に応じた施設への変更を希望した場合の施設利用料等は、当分の間、変更後の料金とします。

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本日、第 26 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、引き続き、多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えることや、高齢者の方等に対して、感染リスクの高い環境を避けること等について要請することといたしました。また、イベントの開催について、国の基準に準じて緩和することといたしました。

つきましては、貴市町村におかれましても、本会議で決定された要請内容について、ホームページや SNS 等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添参考資料 1 イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

（第 26 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料 2 第 26 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

（問い合わせ先）

代表：06-6941-0351

危機管理室 災害対策課  
竹本・工藤（内 4947）

## イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 イエローステージ1の期間（9月19日～10月9日）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

### ●府民への呼びかけ

〇 府民に対し、次の内容を要請。

・ 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること

1 高齢者の方

2 高齢者と日常的に接する家族

3 高齢者施設・医療機関等の職員

は、感染リスクの高い環境を避け、  
少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること

・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

## ●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- **業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり緩和**
- **全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること**
- **全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応**
- **適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討**

時期	収容率		人数上限
9月19日から 当面11月末まで	<p><b>大声での歓声・声援等がない ことを前提とするもの</b></p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等</p> <hr/> <p><b>100%以内</b> (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><b>大声での歓声・声援等が 想定されるもの</b></p> <p>ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント</p> <hr/> <p><b>50% (※) 以内</b> (席がない場合は十分な間隔)</p>	<p>①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</p> <p>②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人</p> <p>(注) 収容率と人数上限でどちらか 小さいほうを限度(両方の条件を満 たす必要)</p>

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>入退場や区域内の適切な行動確保が可能</li> <li>参加者が自由に移動できる</li> <li>名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入退場や区域内の適切な行動確保が困難</li> <li>参加者が自由に移動できる</li> <li>名簿等で参加者を把握困難</li> </ul>
想定される イベント(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示会(人数等を管理できるイベント)</li> <li>地域の行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等</li> </ul>
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。</li> <li>それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当分の間、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。</li> </ul>

※詳細：令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」参照

## ●施設について（府有施設を含む）

○ 施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること

2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること

4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること

5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施

## ●経済界へのお願い

1. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること

2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

3. テレワーク**70%**を推進すること

出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

4. 体調の悪い方は出勤させないこと

体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること

5. 感染拡大を防止するため、

- ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること
- ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること
- ・国の接触確認アプリ「**COCOA**」の登録・利用をすること

## ●大学等へのお願い

1. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
  2. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること
  3. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること
- 
4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
  5. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること

令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」抜粋

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
  - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内<sup>(※)</sup>とする。
  - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔(*できれば2m)	5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照	
		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% <sup>(※)</sup> 以内 (席がない場合は十分な間隔)

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

## 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

### イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）  
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）  
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）  
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）  
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）  
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）  
**入退場列や休憩時間の密集を回避する措置**（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**  
**休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止**  
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、**目安の人数上限等を下回る制限の実施**
- **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**  
**演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに**、接触が防止できないおそれがあるイベントについては**開催を見合わせる**こと
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）  
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に**感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力**を求める。

## 感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）	
① マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
(3) イベント開催の共通の前提	
⑪ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

## コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙5】

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等			
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定）</li> <li>・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）</li> </ul>		
想定されるイベント及び収容率等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p><b>【100%以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p><b>【当面11月末まで50%（※）以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><b>【100%以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等</li> </ul>	<p><b>【当面11月末まで50%（※）以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</li> </ul>
<p><b>【100%以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等</li> </ul>	<p><b>【当面11月末まで50%（※）以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</li> </ul>		
100%開催の具体的要件	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。</li> <li>② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。</li> <li>③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。</li> </ol>		

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5名以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

## 展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能</li> <li>・ 参加者が自由に移動できる</li> <li>・ 名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難</li> <li>・ 参加者が自由に移動できる</li> <li>・ 名簿等で参加者を把握困難</li> </ul>
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会（人数等を管理できるイベント）</li> <li>・ 地域の行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等</li> </ul>
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。</li> <li>・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。</li> </ul>

## イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		慎重な判断
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。</li> <li>・ 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。</li> <li>・ 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。</li> </ul>		



**基本的方向性**

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

**感染リスク**

**感染防止策**

**接触感染**

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

**飛沫感染** ※5 $\mu$ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 $\mu$ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

**マイクロ飛沫感染** ※5 $\mu$ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空气中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

**(留意事項)**

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

## 主要なガイドライン策定団体のイベント等の開催制限緩和に向けた動き（9/16現在）

関係団体	対 象	対応状況	所 管
(公社)全国公立文化施設協会	劇場、音楽堂	・9/14に文化庁へガイドライン(改訂版)を提出	文部科学省
クラシック音楽公演運営推進協議会 ((一社)日本クラシック音楽事業協会、 (公社)日本オーケストラ連盟)	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、 協奏曲、室内楽曲、器楽曲等)	・イベントの収容率、人数上限に係る記載を見直し ・9/18目途に改訂及び公表(予定)	
(公社)日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)	プロサッカー	・イベントの収容率、人数上限に係る記載を見直し ・9/19目途に改訂及び公表(予定)	
(一社)日本野球機構(NPB)	プロ野球	・9/16にスポーツ庁へガイドライン(改訂版)を提出	
(公社)全国公民館連合会	公民館	・ガイドライン改訂を検討(10月初旬)	
全国興行生活衛生同業組合連合会	映画館・演芸場(講談、落語、浪曲、 漫談、漫才、奇術等)	・ガイドライン改訂を検討(時期未定)	厚生労働省
(公財)JKA	競輪、オートレース		経済産業省
(一社)コンサートプロモーターズ協会	ロックコンサート、ポップコン サート		経済産業省 文部科学省
(一社)日本コンベンション協会(MICE)	ビジネスイベント(商談会、企業研 修、国際会議・学会、展示会)		国土交通省

※大阪府聞き取りによる

各 位

## 第 26 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について（ご報告）

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第 26 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおりご報告いたします。

1. 日時 : 令和 2 年 9 月 17 日（木）16 時 45 分から 18 時 10 分まで

2. 場所 : 大阪府新別館南館 8 階大研修室

**【結果概要】****(1) 現在の感染状況・療養状況**

- ・第 2 波（6 月 14 日以降）は、第 1 波（6 月 13 日以前）と比べて重症者の割合は低い。ただし、第 2 波における府の死亡率は、全国よりも高く、高齢者施設等でクラスターが多く発生したことが大きな要因。
- ・推定感染日別の陽性者数は、7 月 23 日の 186 名をピークに減少し、最近はほぼ横ばい。8 月下旬以降、推定感染日別の感染経路不明の陽性者数が増加傾向にあり、今後、注意が必要。
- ・夜の街の関係者及び滞在歴のある陽性者は増加の兆候が見られる。

**(2) イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請等**

## ○イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

- ・府民や施設への要請内容については、これまでの内容を継続。期間は、9 月 19 日から 10 月 9 日まで。
- ・イベントについては、9 月 11 日に国から緩和の方向が示されたため、業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、国の方針に準じて緩和。

## ○飲食店における感染防止対策の取組み

9 月下旬から 12 月末まで、飲食店における感染防止対策の実施状況について、職員等が個別に訪問し現地確認を実施。

## ○体育祭等の学校行事に係る取扱いについて

- ・「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」について、身体的距離の「1メートルを目安」という要件を削除するなどの改定を行う。
- ・あわせて、体育祭・文化祭について、学校として可能な限り、「来場して参観したい」という保護者の意向を踏まえた対応を行うよう求める。

## ○府内企業におけるテレワーク等の ICT 導入状況

- ・コロナ禍を契機として、府内企業のテレワーク導入率は、7.5 倍の 41.0%に増加、特に、大企業は 8 倍超の 84.7%に急増。
- ・テレワーク以外にも、営業活動（4.5 倍）などの事業活動における ICT 導入が加速。

**(3) その他**

## ○秋冬に向けた今後の主な検討課題

検査体制等の抜本的な拡充、医療提供体制の確保（「(仮称)大阪コロナ重症センター」の設置等）、保健所業務の重点化、ハイリスクの「場」やリスク態様に応じた対策の徹底について、今後検討していく。

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/26kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/26kaigi.html)

令和 2 年 9 月 17 日

大阪府危機管理監 橋本 正司